

大規模小売店舗立地法の概要とその手続のなぐれ

1 法及び手続の概要

法の目的 (法 § 1)

大規模小売店舗立地法の第1条には、
「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配置がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と法の目的が記されています。

法の対象 (法 § 2・§ 3)

大規模小売店舗を設置する者(設置者)

店舗面積 1,000㎡超 (大規模小売店舗立地法施行令 § 2)

設置者が配慮すべき事項に関する指針 (法 § 4)

大項目	中項目	具体的な内容
序文	<ul style="list-style-type: none"> ・大店立地法の目的 ・併設施設事業者の対応 ・地域貢献への取り組み 	
設置者が配慮すべき基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の調査・予測、深夜営業の騒音対応 ・地域住民への適切な説明 ・県意見への誠意ある対応 ・大型店内のテナント及び小売業者以外の事業者による生活環境保持の履行確保等 ・開店後の適切な対応 	
施設の配置及び運営方法に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項 	a 駐車場需要の充足等交通に係る事項 (併設施設を含めた対応) <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の必要台数確保 ・駐車場の位置・構造等 ・駐輪場、自動二輪車の駐車場の確保等 ・荷さばき施設の整備等 ・経路の設定等 b 歩行者の通行の利便確保 c 廃棄物減量化・リサイクルについての配慮 d 防災・防犯対策への協力 (併設施設を含めた対応)
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項 	a 騒音の発生に係る事項 <ul style="list-style-type: none"> ・騒音問題への対応策 ・騒音の予測・評価 (併設施設を含めた対応) b 廃棄物に係る事項等 (併設施設を含めた対応) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の保管 ・廃棄物等の処理 ・その他の廃棄物対応 c 街並みづくり等への配慮

届出等 (法 § 5 ・ § 6)

a . 届出先

石川県商工労働部経営支援課

b . 新設に関する届出

大規模小売店舗の新設をする者は、届出事項を記載した届出書に、周辺の地域の生活環境の保持のために設置者が配慮すべき事項を記載した書類を添付して届出を行います。

c . 変更に関する届出

大規模小売店舗の設置者は店舗面積の増加、駐車場・駐輪場の位置及び収容台数の変更、荷さばき施設の位置及び面積の変更、廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更、開店時刻の繰上げ、閉店時刻の繰下げ、駐車場利用可能時間帯の変更、駐車場の出入口の数及び位置の変更、荷さばき可能時間帯の変更等を行う場合は、変更の届出書に、変更部分にかかる周辺の地域の生活環境の保持のために設置者が配慮すべき事項を記載した書類を添付して変更の届出を行います。

d . 出店制限

設置者は届出をした日から 8 ヶ月間は当該届出にかかる出店や変更をすることができません。

(ただし、運営方法に関する変更についてはこの限りではありません。)

e . 公告・縦覧

設置者による新設・変更の届出があった場合には、県は届出事項の概要をすみやかに公告し、届出書とその添付書類を公告の日から 4 ヶ月間、県商工労働部経営支援課、県行政情報サービスセンター及び出店地の市・町で縦覧します。

説明会の開催 (法 § 7) < 「 3 説明会の開催について 」 を参照 >

届出をした者は、届出をした日から 2 ヶ月以内に、届出書とその添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなくてはなりません。

住民等の意見書提出 (法 § 8 ・)

a . 意見書を提出することができる者

当該大規模小売店舗の出店地の市・町内に居住する者、市・町において事業活動を行う者、市・町の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他市・町に存する団体等で、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者はだれでも意見書を提出することができます。

様式

b . 意見書の提出先・提出方法

石川県商工労働部経営支援課 持参又は郵送

c . 意見書の提出期限

届出の公告の日から 4 ヶ月以内

d . 公告・縦覧

意見書が提出された場合には、県は意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から 1 ヶ月間、県商工労働部経営支援課及び県行政情報サービスセンターで縦覧します。

県の意見等（法 § 8）

a．県の意見

県は市・町の意見及び住民等の意見に配慮し、指針を勘案した上で、当該届出をした者に対して、生活環境保持の見地からの意見を有する場合には書面によりこれを述べます。

また、意見を有しない場合にはその旨を通知します。（この場合は、この時点で法の手続は終了し、通知を受け取った日から出店が可能になります。）

b．県の意見の提出期限

届出のあった日から8ヶ月以内

c．公告・縦覧

県は意見を述べた場合は、その意見の概要を公告し、その意見を公告の日から1ヶ月間、県商工労働部経営支援課及び県行政情報サービスセンターで縦覧します。

届出者による自主的対応策の提示（法 § 8）

a．届出者による対応

届出をした者は県の意見が述べられた場合には、その意見を踏まえて、県に対して自主的な対応策を示す（具体的には届出事項の変更を行います。）か、届出事項を変更しない旨の通知（ただし、添付書類のみの変更を行う場合も含まれます。）を行います。

（自主的対応策の内容が県の意見を適正に反映し、周辺的生活環境の保持のために十分な内容となっていれば、この時点で法の手続は終了します。）

b．出店制限

設置者は自主的対応策の届出の日又は変更しない旨の通知の日から2ヶ月間は当該届出にかかる出店や変更をすることができません。

c．公告・縦覧

自主的対応策が示された場合には、県はその概要を公告し、届出書等を公告の日から4ヶ月間、県商工労働部経営支援課、県行政情報サービスセンター及び出店地の市・町で縦覧します。

県による勧告等（法 § 9）

a．県による勧告

自主的対応策や届出事項を変更しない旨の通知の内容が、県の意見を反映しておらず、周辺の地域的生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるときは、県は指針を勘案しつつ、理由を付して届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができます。

b．勧告期限

自主的対応策の届出又は変更しない旨の通知の日から2ヶ月以内

c．公告

勧告した場合には、県はその勧告の内容を公告します。

勧告に対する対応策等（法 § 9）

a．届出者による対応策の提示

勧告を受けた届出者は、県の勧告を踏まえて県に対し自主的対応策を示します。（具体的には届出事項の変更を行うか、添付書類のみの変更を行います。）

（自主的対応策の内容が県の勧告を適正に反映し、周辺的生活環境の保持のために十分な内容となっていれば、この時点で法の手続は終了します。）

b . 公告・縦覧

勧告への自主的対応策が示された場合には、県はその概要を公告し、届出書等を公告の日から4ヶ月間、県商工労働部経営支援課、県行政情報サービスセンター及び出店地の市・町で縦覧します。

公表等（法§9）

a . 公表の決定

示された自主的対応策が県の勧告を反映していない場合や自主的対応策が示されない場合等、正当な理由なく、県の勧告に従わなかったときは、県は必要に応じ、公表することを決定します。

b . 公表の方法

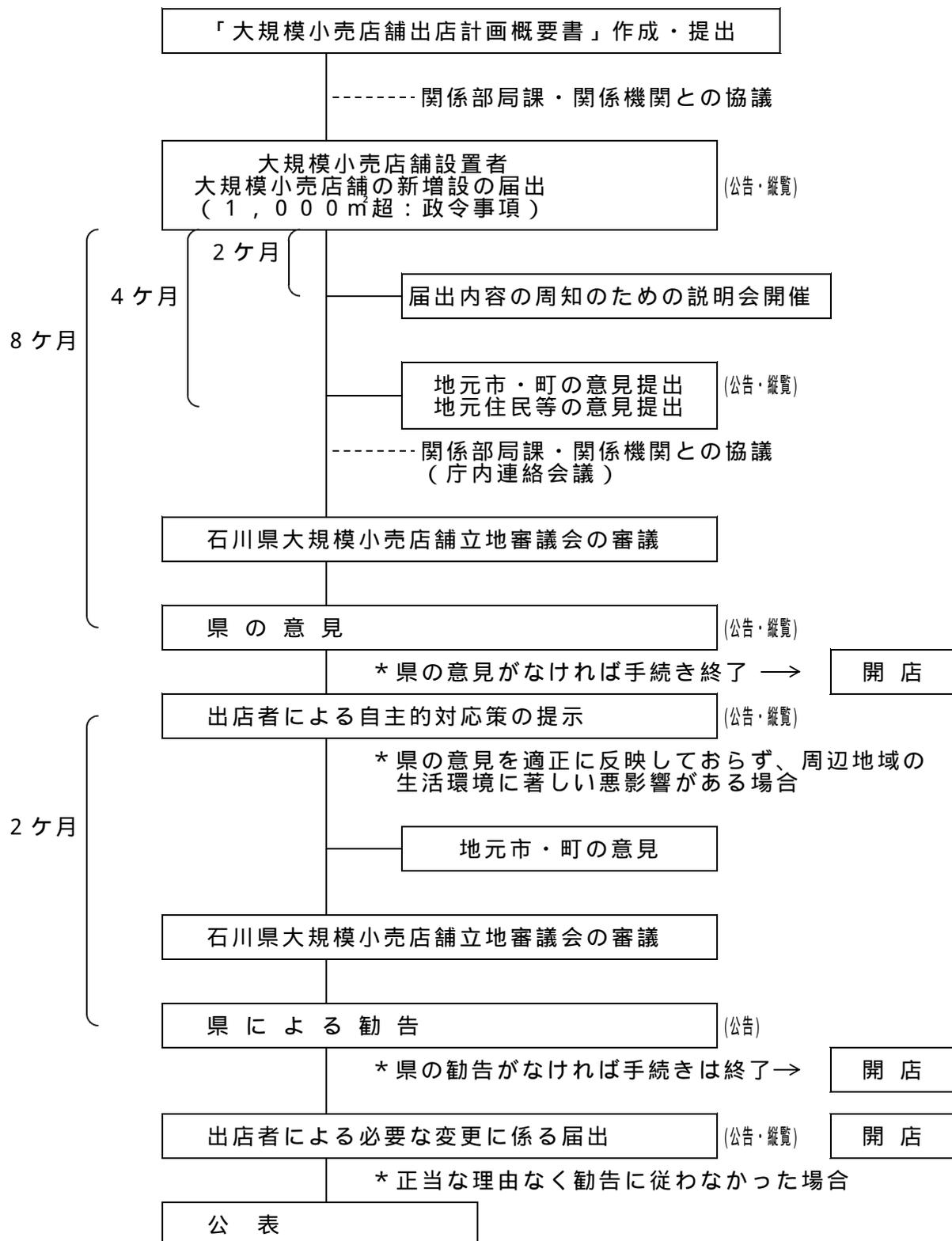
県は、公表を決定した場合は、勧告に従わない旨を告示し、県公報に掲載するほか必要に応じ、次の方法により周知します。

県政記者室への資料提供

主要な日刊新聞紙への掲載

その他知事が必要と認める方法

2 基本的な手続の流れ



3 説明会の開催について

説明会の開催方法

説明会資料 出店計画概要書又はその主要な部分の要約資料

開催方法への助言 説明会は地域住民等の多くが参加できるような、開催場所、日時に開催することとし、県及び市・町は必要に応じて、説明会の周知方法、開催場所、開催日時等について相談に応じます。

説明会の開催回数

原則として1回とし、店舗面積の合計が3,000㎡以上の店舗については2回行って下さい。

ただし、この開催回数では周辺地域の住民への説明が不十分であると見込まれる場合は、県と市・町が協議し、3回を上限とし、別途定めるものとします。

説明会の公告方法

説明会開催者が次の方法により行ってください。

店舗面積に応じ、出店地域の主要な日刊新聞紙への掲載または、チラシの折り込み広告の方法で行うものとし、県及び出店市・町（広域案件の場合は近隣市・町を含む）へその内容を報告して下さい。

- 1) 店舗面積が、3,000㎡未満の店舗は、出店地の敷地境界から1kmの範囲
- 2) 店舗面積が、3,000㎡以上の店舗は、出店地の敷地境界から2kmの範囲

説明会の実施報告

県は、設置者に対し、説明会後すみやかに「説明会実施状況報告書」を作成し、提出するよう求めます。 様式

大規模小売店舗立地のための出店（変更）計画概要書の提出について

1 出店計画概要書について

出店（変更）計画概要書の作成

県は、設置者に対し、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項による届出をしようとする場合、事前に「大規模小売店舗立地のための出店（変更）計画概要書」を作成し、提出するよう求めます。（様式 及び届出書等）

設置者は概要書を作成した場合、県に7部及び市・町（広域案件の場合は近隣市町を含む）が必要とする部数を提出し、その内容を説明して下さい。また、必要に応じ市・町にその内容を説明して下さい。

出店（変更）計画概要書の内容

- 第1部 出店（変更）の趣旨等計画の概要
- 第2部 大規模小売店舗立地法に基づく届出書
- 第3部 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類関係
- 第4部 大規模小売店舗立地法に基づく指針配慮事項

2 出店（変更）計画概要書作成要領 - 新設の場合

出店計画概要書記載要領

記載にあたって

- ・用紙はA4サイズ（図面については折り畳み可）を使用して下さい。
- ・目次・頁を明記して下さい。
- ・本記載要領は、新規出店案件用に記述していますが、新設日の繰り上げ、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方法に関する事項等の変更を行おうとする場合、あるいは既存店舗の届出を行おうとする場合は、その内容に合わせて、また現状との比較ができるように記載して下さい。

表紙について

- ・「大規模小売店舗立地法に基づく出店計画概要書」と記し、店舗名、設置者名及び提出年月日を明記して下さい。

大規模小売店舗概要報告書について

- ・様式 に従い作成し、計画概要書に添付して下さい。

（1） 第1部 出店の趣旨等計画の概要

1 出店の趣旨

- ・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載して下さい。

2 大規模小売店舗設置者等の連絡先

設置者及び手続き者の連絡先（電話番号・FAX番号・メールアドレス等）

- ・法人にあつては、部局名称も記載して下さい。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載して下さい。

3 店舗施設計画の概要

3-1 計画地の概要

敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載して下さい。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をして下さい。

（例）

建物敷地	,	m ²	自己所有予定
駐車場用地	,	m ²	賃貸借契約予定
合計	,	m ²	

法令上の用途等

- ・都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について記載して下さい。
（市街化区域では用途区分（特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む）まで記載して下さい。）
- ・その他、建築にあつて法令上の制限等がある場合は、その旨を記載して下さい。
- ・可能であれば5千分の1の用途地域指定図を添付して下さい。

現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用形態を記載して下さい。
(注)工場等建物が現存する場合は、その所有関係(自己所有でない場合は確保の見通し)を示して下さい。

3 - 2 計画地周辺の概要 立地環境

- ・計画地の周辺環境を具体的に記載して下さい。
特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現して下さい。

隣接地の用途現況

<別添 周辺見取図(住宅地図等の写しでも可)のとおり>

- ・計画地の周囲4方向の隣地(道路を隔てた隣地も含む。)の建物用途現況を図面に表示して下さい。

(例)低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院・療養施設 等
インフラの整備や交通規制の予定の有無とその内容

- ・道路管理者や公安委員会等との調整の結果について記載して下さい。

街並みづくり計画の有無とその内容

- ・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載して下さい。

(例)地区計画・建築協定・中心市街地活性化基本計画 等

3 - 3 建物の構造及び規模 建物構造

- ・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載して下さい。

(例)鉄骨造・鉄筋コンクリート造
地下 階、地上 階、塔屋 階 等

店舗面積の内訳

イ 建築面積 m^2
ロ 延床面積 m^2
ハ 各階ごとの店舗面積及び延床面積等

・建築面積及び延床面積の定義は、
建築基準法によるものとする。

(例)

単位： m^2

	店舗面積	その他の施設	延床面積
2 F	2,500	500	3,000
1 F	2,500	500	3,000
計	5,000	1,000	6,000

3 - 4 その他の施設計画と各施設面積

- ・飲食店、銀行A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、温浴施設等小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設と、オフィス、マンション等利用者が小売店舗利用者とおおむね一致しない併設施設を区別をして、それぞれの面積の合計を記載して下さい。
- ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載して下さい。
- ・各施設の事業主体についても、可能であれば記載して下さい。

(例)

小売店舗に影響を与える施設		利用者層が異なる施設	
飲食施設	m ²	オフィス (株)	m ²
銀行A T M	m ²	マンション	m ²
クリーニング店	m ²		m ²
映画館	m ²		
ボーリング場	m ²		
温浴施設	m ²		
合 計	m ²	合 計	m ²

- ・概要書作成時点で分かっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」いった区分でも可。

3 - 5 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

(注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

建築着工予定年月日 年 月 日
 完成予定年月日 年 月 日

(2) 第2部 届出書関係(法第5条第1項)

様式第1 (第3条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

(印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年 月 日

石川県知事 殿

株式会社
代表取締役

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
法人にあつては、その代表者の肩書、氏名
も記載して下さい

石川県

・住所又は所在地を記載して下さい

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

店

石川県

・建物名称は設置後予定している名称(仮称も可)を記載して下さい。
・所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載して下さい。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者(法人の場合)	
(株)	代表取締役社長	石川県
(株)	代表取締役	石川県

・原則として全ての小売業者名を記載して下さい。

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成 年 月 日

・当該建物の開店予定の日を記載して下さい。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

, m²

・物販の売場に供する部分のみの面積

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物敷地内（別添配置図上No）	台
隔地駐車場（別添配置図上No）	台
合 計	台

2 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物正面南側（別添配置図上No）	台
建物正面北側（別添配置図上No）	台
合 計	台

3 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物内西側（別添平面図上に記載）	m ²

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物内南側（別添平面図上に記載）	m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
(株)	時 分	時 分	
(株)	時 分	時 分	
外 名	時 分	時 分	

・設置者が当該大規模小売店舗全体の営業時間を決定・管理する場合を除き、小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載して下さい。
 ・開店時刻は通常が一番早い時刻、閉店時刻は通常が一番遅い時刻を記載。

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐 車 可 能 時 間 帯
	午前 時 分 ~ 午後 時 分

・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載して下さい。

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出 入 口 の 数	位 置
	箇所	建物西側（別添配置図上No）
	箇所	建物東側（別添配置図上No）
合 計	箇所	

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷 さ ば き 可 能 時 間 帯
	午前 時 分 ~ 午後 時 分

・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載して下さい。

(3) 第3部 大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1 法人にあっては登記事項証明書（正本以外はコピーで可）〔規則 § 4 〕

2 主として販売する物品の種類〔規則 § 4 〕

小売業者名	主として販売する物品

・小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載して下さい。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 〕

3 - 1 建物配置図 <別 添>

縮尺：1 / 200 ~ 500
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

別添資料 「添付図面について」参照

3 - 2 各階平面図 <別 添>

縮尺：1 / 200 ~ 500
店舗面積部分の範囲を示した各階ごとの平面図（バリアフリーの点からトイレ、E L等の場所と設備を記載願います。）

別添資料 「添付図面について」参照

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 〕

4 - 1 指針による必要駐車台数計算式 (端数処理：四捨五入)

事 項	等	備 考
地区の区分	商業地区・その他地区	用途地域()
S：店舗面積	千m ²	
A：店舗面積当たり日來客数原単位		
B：ピーク率	14.4%	
L：駅からの距離		駅名()
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人/台	
E：平均駐車時間係数		
ピーク時における自動車來台数	台/時間	$A \times S \times B \times C \div D$
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
当該店舗駐車台数	台	

- (注) 大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合の駐車台数の算出方法は次のいずれかの考え方で行うことも可能である。
- ・利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。
 - ・併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として、以下により併設施設を含んだ施設全体で算出する。

小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設（飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、温浴施設等）の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、当該小売店舗の必要駐車台数の内数として考える。

〔a：併設施設の面積の合計〕(端数処理：四捨五入)

a	m ²	条件 a S × 0.2
S：店舗面積 × 0.2	m ²	

2割を超えた場合は、以下の参考計算式で示す比率倍程度の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。なお、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整することが望ましい。

併設施設の割合	指針値との比率式 (X：併設施設の割合 %)
20～50%	0.010X + 0.80
50～80%	0.008X + 0.90
80%～	0.002X + 1.38

小売店舗以上の集客力を有する併設施設（大規模なアミューズメント、博覧会等）の場合は、併設施設についての必要駐車台数の根拠等を基に判断する。

利用者が異なる併設施設（オフィス、マンション等）の場合は、施設の規模等に応じて当該施設部分の必要駐車台数を算定する。

4 - 2 特別な事情による駐車台数の算出

【4 - 1の指針による計算式によらない場合に記載】

必要駐車台数	台	ピーク時における自動車来台数	台
算出根拠：			

4 - 3 その他の駐車場の状況

施設名称等	収容台数	算出根拠	小売店舗来客駐車場と共用・別途の別
従業員駐車場			共用・別途
積雪の堆積場			共用・別途

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項〔規則§4 〕

(「交通対策に関するケーススタディ」参照)

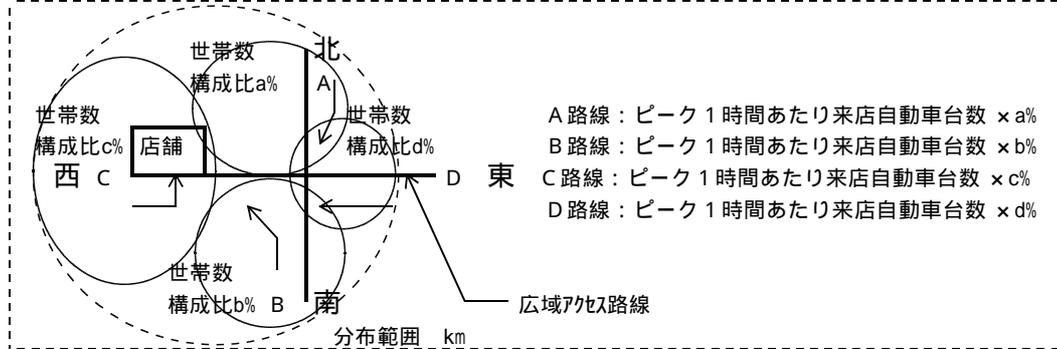
5 - 1 来客の自動車の方向別台数の予測の結果

交差点飽和度等の予測結果を記載（下記により調査を行い資料を添付）

方向別の発生交通量の設定

- ・来店者の分布範囲（想定商圈）を設定し、アクセス道路を設定して下さい。
- ・また、商圈設定根拠についても明記して下さい。（類似店舗や競合店舗位置等）
- ・地形地物を考慮して、来店者の分布範囲を適切にゾーニングして下さい。
- ・各ゾーンの世帯数を調査し、ゾーン別構成比を算出して下さい。
- ・別途算出するピーク時における自動車来店台数に、世帯数構成比を乗じてゾーン別のピーク時来店台数を算出して下さい。

【広域アクセス経路を明記した来店者分布範囲図】



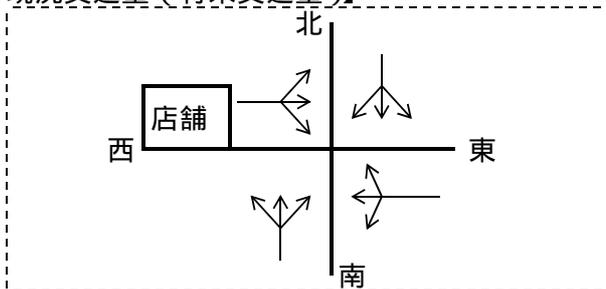
【ゾーン別のピーク時来店台数】

(半径 km)	世帯数 (構成比)	ピーク時来店台数(構成比)
ゾーン A	(a %)	台 (a %)
ゾーン B	(b %)	台 (b %)
ゾーン C	(c %)	台 (c %)
ゾーン D	(d %)	台 (d %)
計	(100%)	台 (100%)

現況交通量の把握

- ・店舗周辺で影響が予測される信号交差点において、平日・祭休日それぞれで、現況の車種別、時間帯別、方向別交通量を調査して下さい。
- ・調査時間帯は営業時間に前後 1 時間を加えた時間帯として下さい。
- ・大型車混入率を算出し、現況及び開店後の交差点飽和度算出に用いて下さい。
- ・アクセス経路が現在事業中で、完成後の交通量が現在の交通量と大幅に異なることが予想される場合には、事業者及び道路管理者等と協議し、将来交通量と現況交通量のどちらで検討するか決めて下さい。

【現況交通量（将来交通量）】



【交通量調査結果】

交差点名： < 方向 > H 年 月 日 (曜日) (単位：台)

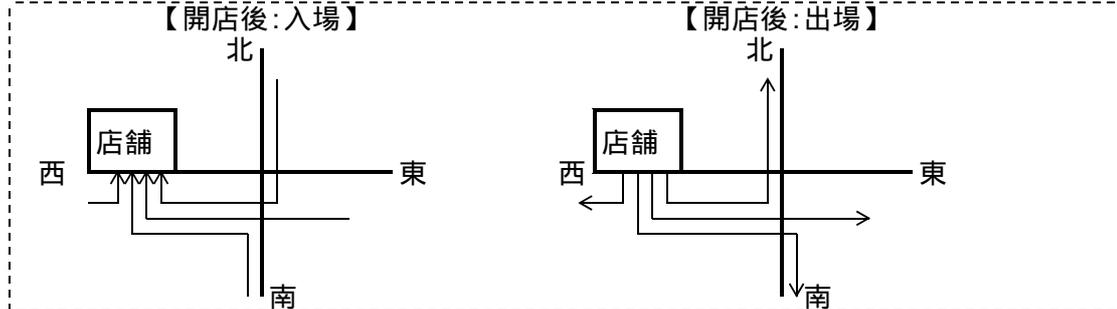
時間帯	普通車			大型車			小計			自動二輪車		合計			
	左	直	右							左	直	右	計		
9:00 ~ 10:00															
10:00 ~ 11:00															
11:00 ~ 12:00															
18:00 ~ 19:00															
19:00 ~ 20:00															
20:00 ~ 21:00															
計															

営業時間

発生交通量の予測

- ・周辺交差点における入出場による発生交通量の時間帯別・方向別交通量を予測して下さい。
- ・出場の経路は基本的に入場の経路として下さい。
- ・発生入場台数のピーク値は、別途算出するピーク時における自動車来台数とし、それを類似店舗のピーク値に置き換えて下さい。
- ・また、ピーク値をもとに合計台数を算出し、類似店舗の構成比から時間帯別発生台数を算出して下さい。
- ・発生出場台数は、入場台数と平均駐車係数から算出して下さい。
- ・類似店舗による構成比の設定においては、その店舗の選定理由を明記して下さい。

【発生交通量】



【発生交通量予測結果】

交差点名： < 方向 > H 年 月 日(曜日) (単位：台)

種別 時間帯	発生入場台数						発生出場台数						計算式	
	構成比	合計	北	南	西	東	合計	北	南	西	東	E < 1.0	E 1.0	
			a%	b%	c%	d%		a%	b%	c%	d%			
9:00-10:00		A										$A*(1-E)$	0	
10:00-11:00		B										$A*E+B*(1-E)$	$A*(2-E)$	
11:00-12:00		C										$B*E+C*(1-E)$	$A*(E-1)+B*(2-E)$	
18:00-19:00		G												
19:00-20:00		H										$G*E+H*(1-E)$		
20:00-21:00		O										$H*E$	$G*(E-1)+H$	
計	100													

類似店舗による

ピーク時*構成比 (Gは計算によるピーク台数)

Eは平均駐車係数

時間帯別・方向別交通量の一覧

- ・交通量解析に用いるピーク時は、時間帯別の交通量の合計が最大となる時間帯として下さい。

【時間帯別・方向別交通量】

交差点名： H 年 月 日(曜日) (単位：台)

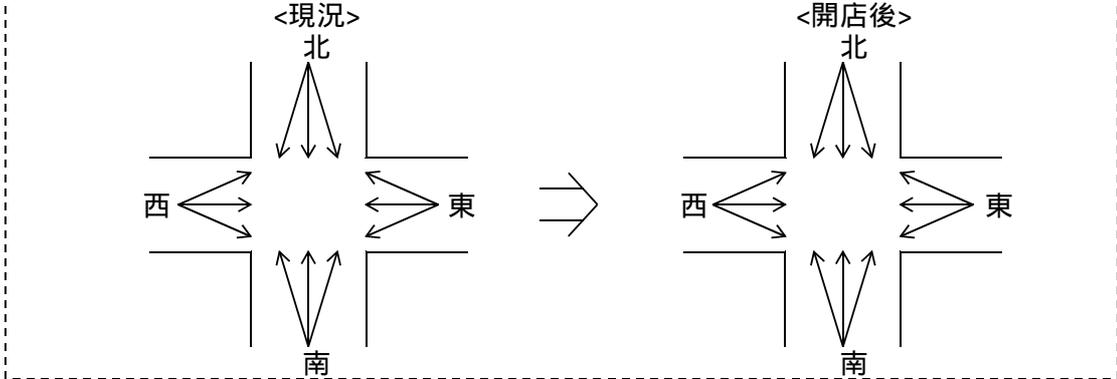
種類 時間帯	現況										入場		出場		開店後		合計
	北方向			南方向			西方向			東方向							
	左	直	右	左	直	右	左	直	右	左	直	右					
9:00~10:00																	
10:00~11:00																	max
11:00~12:00																	
18:00~19:00																	
19:00~20:00																	
20:00~21:00																	
計																	

現況と開店後における交通量の比較（ピーク時）

- ・各交差点ごとに現況と開店後の交差点解析を実施して下さい。
- ・交差点解析を実施する際には、信号現示を調査し、現況または開店後の交通量から交差点飽和度等を算出して下さい。

【時間帯別・方向別交通量】

交差点名： H 年 月 日(曜日) (単位：台)



【交差点解析】

交差点名： H 年 月 日(曜日) ピーク時：

路線名	線						線					
	北方向			南方向			西方向			東方向		
流入部	左	直	右	左	直	右	左	直	右	左	直	右
車線数												
飽和交通流率の基本値 S B												
車線幅員による補正值 W (車線幅員：m)												
縦断勾配による補正值 G (縦断勾配：%)												
大型車混入による補正值 T (大型車混入率：%)												
左折車混入による補正值 LT (左折率：%) (歩行者による低減率：%) (有効青時間：秒) (歩行者用青時間：秒)												
右折車混入による補正值 RT (右折率：%) (有効青時間：秒) (現示変わり目の捌け台数：台)												
飽和交通流率 S A												
交通量 q												
正規化交通量												
必要現示率 1												
2												
3												

交差点飽和度

- ・交差点の混雑が予測される場合は、必要に応じて車線混雑度及び滞留長なども算出し検討して下さい。

【交差点飽和度】

	平日		休日	
	現況	開店後	現況	開店後
飽和度				
ピーク時	時台	時台	時台	時台

新たに発生する来客車両が周辺道路の交通に著しい影響を与えるおそれが見込まれる場合、立地後の交通流動を予測して下さい。

設置者が行う交通対策等の予定

- ・交通量解析の結果をもとに、設置者が行う対策等を記載して下さい。
- ・公共交通計画等との連携、インフラ整備及び交通規制の予定等があれば、具体的に記載して下さい。

5 - 2 駐車場の自動車の出入口の形式
駐車場の入庫処理能力

出入口の場所	出入口の形式	入庫処理能力	1日-1時来台数
別添配置図上 No.		台 / 時	台
別添配置図上 No.		台 / 時	台
計		台 / 時	台

$$\frac{60 \text{分}}{\text{(メーカーから提供される1台あたりの処理時間)} + \text{(乗客の乗降時間)}} \times \text{発券ブース等の台数}$$

(1つの入口で発見ブース等が複数台数設置されている場合)
(端数処理:四捨五入)

5 - 3 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース無の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠等	
No	有・無	m	有・無	m		
No	有・無	m	有・無	m		

$$(\text{当該入口の1分あたりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分あたりの入庫処理可能台数}) \times 6 \text{ (平均車頭間隔)}$$

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 〕
(「交通対策に関するケーススタディ」参照)

6 - 1 周辺見取図に来客の自動車の案内経路及び経路を来店者に知らせる方法を表示した図面 <別添>

6 - 2 その他配慮した事項があれば記入して下さい。
 ・通学路、住宅地、療養施設、社会福祉施設等に対する配慮
 ・出入口の制御の状況、交差点との距離に関すること等

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯〔規則 § 4 〕

時間帯	搬 出 入 台 数			1台あたりの平均荷捌時間
	合計	tトラック	tトラック	
時台				

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則 § 4 〕

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
無・有	m	<別添配置図>

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面〔規則 § 4 〕

項 目	設置の有無	稼 働 時 間 帯	位 置
冷 却 塔	無・有	時 分～ 時 分	<別添配置図>
室 外 機	無・有	時 分～ 時 分	<別添配置図>
送 風 機	無・有	時 分～ 時 分	<別添配置図>

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 (指針による場合、下表を用いることができます。)

昼間の等価騒音レベルの予測

[規則 § 4]

《昼 間》		基準距離における騒音レベル 騒音レベル(dB) 根拠	騒音継続時間 (時～時) または 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル(dB)			
騒音発生源 * 下記事例を参考に して下さい				A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音	* 冷却塔										
	* 室外機										
	* 給排気口										
変動騒音	* 自動車走行										
	* 荷さばきアイドリング										
	* 荷さばき後進ブザー										
	* 廃棄物収集作業										
衝撃騒音	* BGM等										
	* 荷さばき荷下ろし音										
昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル	* 荷さばき台車走行音										
		A		d B	C					d B	
		B		d B	D					d B	

夜間の等価騒音レベルの予測

《夜 間》		基準距離における騒音レベル 騒音レベル(dB) 根拠	騒音継続時間 (時～時) または 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル(dB)			
騒音発生源 * 前述の事例を 参考にして下さい				A	B	C	D	A	B	C	D
定常騒音											
変動騒音											
衝撃騒音											
夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル		A		d B	C					d B	
		B		d B	D					d B	

<昼間及び夜間の等価騒音レベル予測のための注意事項>

- ・騒音予測地点は、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居棟の屋外とする。(住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については予測の必要はない。)
- ・騒音発生源となる各施設の配置及び寸法等は別添「建物配置図」上に表示して下さい。
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示して下さい。
- ・騒音予測のため必要な数値(例:自動車走行の時間帯ごとの台数等)や資料及び予測式等を用いた計算内容等は別添資料として下さい。
- ・基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示して下さい。
(例)文献名、メーカーの提示した数値等

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4]
- 【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】
 《夜間において発生することが見込まれる騒音 - 夜間とは、騒音規制法において適用される時間帯であり、本県では午後10時～午前6時。》

騒音発生源 * 前述の事例を 参考にして下さい	基準距離における騒音レベル		騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)			各予測地点における騒音レベル(dB)		
	騒音レベル(dB)	根拠							
定常騒音									
変動騒音									
衝撃騒音									

< 夜間発生騒音予測のための注意事項 >

- ・ 予測式等を用いた計算は別添資料として下さい。
- ・ 予測地点は大規模小売店舗の敷地の境界線とする。
- ・ 定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測して下さい。

- 12 新設届出を行う場合には、上記の方法によらず、類似店舗における各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。

【実測結果及び評価】

- 13 法第6条2項又は法附則第5条第1項に基づく変更届出を行う場合には、各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

【実測結果及び評価】

- 14 夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている。

- 15 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4]
 廃棄物等の排出量等の予測(指針による場合は下表により、分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合は、別途、適切な保管容量を確保すること。)

(端数処理：四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積：S		A	B	C	排出予測量 A × B ÷ C
			一日あたり廃棄物排出量 (指針原単位 × S)	平均 保管 日数	見かけ 比重 (t/m ³)	
紙製廃棄物等 ・ダンボール 等再資源化の 可能なもの	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
金属製廃棄物 等 ・アルミ製及 びスチール製 の缶等	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
ガラス製廃棄 物等 ・ガラス製の 容器等	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
プラスチック 製廃棄物等 ・飲料容器、 食料品のトレ イ等	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
生ごみ等 ・食品循環資 源に関する法 律における食 品廃棄物等	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
その他の可燃 性廃棄物等		千m ²	(t)	日		m ³
合 計						m ³

[見かけ比重について指針の数値によらない場合]

見かけ比重の根拠等

指針の数値によらない場合

予測排出量	m ²
排出量予測の根拠：	

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保
小売店舗以外の施設からの 廃棄物等の予測排出量	m ²

・ 飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位の参考値は0.2kg / m²です。

(4) 第4部 指針配慮事項

(配慮した事項について選択し記載して下さい。以下に記載例を示します。)

1 駐車場の計画

駐車場出入口等における交通整理

(例)

交通への支障回避の方策	具 体 的 な 内 容
交通整理員の配置	配置場所：<別添配置図上に記載> 配置人数： 配置日・時間：

・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載して下さい。

2 駐輪場の計画

2 - 1 必要駐輪台数予測の結果と算出根拠

S：店舗面積	m ²
駐輪場必要台数	台
駐輪場設置台数	台

(端数処理：四捨五入)

必要台数算出根拠

・可能であれば、既存の調査結果を添付して下さい。

(例)

項 目	予 測 数 値	予測数値の根拠等
日 来 店 客 数	人 / 日	
ピ ー ク 率	%	
自 転 車 分 担 率	%	
平 均 駐 輪 時 間	分	
必 要 駐 輪 台 数	台	

商業地区における店舗面積3,000m²以下の食品スーパーの参考値は1台 / 35m²。

原動機付き自転車については、自転車と一体として取り扱われることが多いので自転車と一体に対策を講じて下さい。

自動二輪車の需要が相当見込まれる場合には、自転車と同様に必要台数を算出して、専用の駐輪場を確保して下さい。

2 - 2 駐輪場の位置、構造、収容台数及び面積

駐輪場の位置 (別添配置図に 記載の番号)	駐輪場構造	収容台数 (うちバイク)	面 積	駐輪区画の大きさ	
				一 般 用	
		台 (台)	m ²	m m x	m m x

駐輪場構造
平面式 / 立体式 / 機械式 等の別を記載して下さい。

2 - 3 駐輪場案内の表示方法

- ・看板の掲出等、表示方法を具体的に記載して下さい。
- ・表示場所等の位置を図面上に示して下さい。

3 荷さばき施設の計画

3 - 1 荷さばき施設の面積・構造

(例)

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ	防音等の対応
	想定する車両の大きさ	台 数		
		台	無・有 広さ (m x m)	

3 - 2 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有		

4 経路の設定

設置者が行う交通対策等の予定 【特別に行う対策等があれば記載して下さい】

- ・事前協議の指摘事項への対応策
- ・公共交通計画等との連携、インフラ整備及び交通規制等があれば、具体的に記載して下さい。

- 5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画
 【特記すべき事項があれば、記載して下さい】
 5 - 1 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

	具 体 的 な 内 容 等
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	無・有 具体的な内容

- 5 - 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要並びに容器リサイクル法等への対応状況	
--	--

周辺住民への周知方法	
------------	--

- 5 - 3 防災・防犯対策への協力（併設施設を含む）

防災協定等締結の有無	締結協定等の内容
有 ・ 無	【協定等がない場合は配慮方針】

防犯対策の内容	【適切な夜間照明の設置や警備員の巡回等】
---------	----------------------

- 6 騒音対策【騒音対策として行った事項について記載して下さい】

- 6 - 1 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容（特に深夜・早朝）
荷さばき施設の騒音対策	
荷さばき作業の騒音対策	

- 1) 荷さばき施設の騒音対策

荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画での配慮事項を記載して下さい。

- 2) 荷さばき作業の騒音対策

荷さばき作業時間の特定、荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入、作業人員への騒音防止意識の徹底等、といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載して下さい。

6 - 2 BGM等の営業宣伝活動

BGM等の使用
無・有

使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
時～時	個	d B	<別添配置図上に記載>	

別添配置図は、拡声器の位置及び向き判る平面図並びに設置場所の高さがわかる断面図を添付するものとし、かつ周囲100m以内の近接地用途状況図も添付して下さい。

6 - 3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項目	設置台数	騒音対策等
冷却塔		
冷暖房設備		
送風機		
その他		

6 - 4 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場No. (配置図に記載の番号)	1) 施設面の騒音対策	2) 運用面の騒音対策

1) 駐車場の施設面の騒音対策

駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理
立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、
低騒音塗装、床の段差の回避等
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載して下さい。

2) 駐車場の運用面の騒音対策

駐車場の利用時間帯の制限
誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等
といった運営面での配慮事項を記載して下さい。

深夜・早朝における管理の内容	【出入口の施錠や警備員の巡回等】
----------------	------------------

6 - 5 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	1) 施設面の騒音対策	2) 運用面の騒音対策
	時～時		

1) 廃棄物収集作業の施設面の騒音対策

廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策、廃棄物の収集場所の配置等といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載して下さい。

2) 廃棄物収集作業の運用面の騒音対策

廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ、深夜・早朝における作業回避等回収時間帯の制限等、といった運営面での配慮事項を記載して下さい。

7 廃棄物等の保管場所の計画【廃棄物対策として行う事項があれば記載して下さい】

7 - 1 廃棄物保管施設の計画

容量	面積	排出方法	洗浄設備	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要
m ³	m ²			有・無 (無の場合その理由)	箇所

換気設備・脱水処理機・生ごみ処理機
空缶選別機・発砲スチロール溶融機等
について記載して下さい。

7 - 2 リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

容量	面積	附属設備の概要	備考	施設位置
m ³	m ²			<別添平面図上に記載>

・リサイクル品保管施設については、リサイクル品が一般に廃棄物が混入しない場所に設置して下さい。

8 廃棄物等の運搬・処理計画

8 - 1 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載して下さい】

・分別する廃棄物の種類ごとに記載して下さい。
(例) 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、
空き缶、空き瓶、トレー、発砲スチロール 等

項目	生ごみ	
運搬の方法	自社で運搬・業者委託	自社で運搬・業者委託
	その他()	その他()
	収集車の種類()	収集車の種類()
予定業者等		
運搬の頻度		

廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載して下さい】

項目		
処理の方法	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()
処理予定業者等		
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法	
	処理関連設備の内容	
	処理施設の悪臭対策	
	処理施設の防音対策	
	処理施設の配置	<別添資料>

小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載して下さい】

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載して下さい。
 (例) 空き缶 再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的な方法

食品加工場等計画

【食品加工場がある場合(併設施設を含む)のみ記載して下さい】

面積	
配置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的な内容	
悪臭対策	
汚水対策	

9 街並みづくり等への配慮に関する事項

街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載して下さい】

【中心市街地基本計画、風致・地区計画、まちづくり協定等】

敷地内の緑化の計画

【敷地境界への配置、敷地に対して3%を目途】

景観への配慮 【特記すべき事項があれば記載して下さい】

<別添建物完成予想図(可能であれば添付)>

屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

【周辺への配慮事項等があれば下記事例を参考に記載して下さい】

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載>	<別添配置図上に記載>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

(5) 第5部 その他の配慮事項

【地域貢献への自主的な取組みについて記載して下さい】

取組む項目	取組み内容
地域経済団体等の活動への積極的な協力	
地域の防犯・防災への対応	
退店時における早期の情報提供	
【その他の自主的な取組み】	

(6) 添付図面

1 届出書関係

- ・届出内容に応じて、添付する書類及びその記載項目を選択して提出して下さい。
- ・届出書・添付書類に付随する図面については、以下のようにまとめて記載することが可能です。また、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面とすることも可能です。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記して下さい。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一して下さい。)
- ・縮尺については次表に参考値を示しますが、図面内容により適宜対応下さい。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等	
1 建物位置図 (縮尺: 1/25,000) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	1 経路に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出店地の周囲 3 km ~ 5 km 程度の範囲を含むもの ・ 周辺道路の状況がわかるもの 	
	広域見取図		
2 周辺見取図 (縮尺: 1/ 2,500) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	1 経路に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺 (出店地から半径 1 km 程度) の道路の状況、道路幅員 / 交通規制 / 歩道、横断歩道、歩道橋、療養施設・社会福祉施設、通学路、バス路線等の有無と位置 ・ 自動車の案内経路の表示 (入出場両方を記載) 来客自動車の案内経路 / 小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路・搬出入車両の通行経路 / 経路案内看板の設置場所 / 交通整理員の配置 	
	交通量調査の結果 (調査を実施した場合に記載)		
3 建物配置図 (縮尺: 1/ 200 ~ 500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	1 駐車場計画に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場の配置 (複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車区画の配置・車いす用駐車升 (寸法入り) ・ 駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・ 駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員 (複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 交通整理員の位置 ・ 駐車待ちスペースの位置及び出入庫の発券ブースの位置 (設ける予定のある場合のみ) (複数ある場合は番号を記載して区別すること) 	
	駐車場配置図		
	2 駐輪場の計画に関する図面		
	駐輪場配置図		
	3 荷さばき施設の計画に関する図面		
	搬出入車両の出入口等配置図		
4 騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設設備の配置、寸法、冷却塔、室外機、給排気口等 ・ 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 ・ 拡声器等 ・ 騒音予測地点 ・ 遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置 (寸法入り) 		
騒音発生源となる施設設備の配置図			
5 廃棄物等保管施設に関する図面			
廃棄物等保管施設の配置図			
4 各階平面図 (縮尺: 1/ 200 ~ 500) 各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図		1 駐車場計画に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間取り・駐車区画等の寸法 ・ 駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図		2 荷さばき施設の計画に関する図面	
	荷さばき施設の平面図		
各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図	3 廃棄物等保管施設に関する図面	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットホームの広さ、待機スペースの大きさ ・ 想定される車の大きさと同時作業可能な台数 	
	廃棄物保管施設の平面図		
5 騒音予測に関する図面	1 騒音発生源・防音壁等の立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音予測に必要とされる高さ等のわかる図面 	
	騒音予測に関する図面		

2 指針配慮事項関係

- ・指針配慮事項に添付する図面については、以下の中から必要な項目を選択して作成して下さい。
- ・ただし、項目によっては、届出書・添付書類に付随する図面に記載することも可能です。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 用途地域指定図 (縮尺: 1/ 5,000) 敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	_____	_____
2 周辺見取図 (縮尺: 1/ 2,500) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	1 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	歩行者通路図面	・敷地周辺の歩行者通路
	2 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路
3 建物配置図 (縮尺: 1/ 200 ~ 500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	1 歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	歩行者通路図面	・敷地内の歩行者通路
	夜間照明等の配置図	・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	来客者出入口	・店舗の出入口
	2 廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路
	廃棄物処理施設 食品加工場等の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置 (敷地内処理または食品加工場がある場合)
	3 景観への配慮に関する図面 (特記すべき事項があれば記載)	
	4 街並みづくり等への配慮に関する図面	
	屋外照明・広告塔照明の配置図	・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置
緑地の配置図	・緑地の面積	
4 建物完成予想図 (特に縮尺の想定なし)	1 街並みづくり等への配慮に関する図面 (可能であれば、着色の建物完成予想図を添付)	

3 出店（変更）計画概要書作成要領 - 変更の場合

変更届事項別必要事項一覧

この一覧表は、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出に際して、「出店計画概要書」を作成する場合に必要な項目を取りまとめたものです。

この一覧表において、
 印 届出事項及び添付書類に該当するもので原則として作成が必要となる事項
 印 変更の際に配慮が必要となる可能性のある事項
 となっています。

法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出に際して、「変更計画概要書」を作成する場合にも、この一覧表の変更届事項の区分に従って、必要な項目について作成、提出してください。法附則5条1項の規定に基づく届出書には、変更する事項以外の項目も記載する必要がありますので注意願います。

概要書記載事項	変更届事項	店舗面積の増加	駐車場の位置変更	駐車場の台数減少	駐輪場の位置変更	駐輪場の台数減少	荷さばきの位置の変更	荷さばきの積の施減	廃棄物の保管の変更	廃棄物の保管の管減少	開閉店時刻の繰上下	駐車場の帯利用の変更	駐車場の位置入口の変更	荷さばきの帯の可変	備考
1 変更の趣旨															
2 大規模小売店舗設置者の概要	1 氏名又は名称														
	2 住所又は所在地														
	3 連絡先及び電話番号・FAX番号														
3 店舗施設計画の概要	1 建物の名称並びに住所及び所在地														
	2 計画地の概要	敷地面積及び土地の所有形態													
		法令上の用途													
		現在の利用状況													
	3 計画地周辺の概要	立地環境													
		隣接地の用途現況													
		基盤整備に関する事業の有無とその内容													
		街並みづくり計画の有無とその内容													
	4 建物の構造及び規模	建物構造													
		店舗面積の合計													
		店舗面積の内訳													
	5 その他の施設計画と各施設面積														
	6 建築着工予定年月日及び完成予定	建築着工予定年月日													
完成予定年月															
店舗施設計画に関する図面	建物位置図														
	周辺見取図														
	建物配置図														
	各階平面図														
	用途地域指定図														
4 営業計画の概要	1 小売業者一覧表														
	2 主として販売する物品の種類														
	3 開店時刻及び閉店時刻														
	4 変更予定年月日														

概要書記載事項	変更届事項		店舗面積の増加	駐車場の位置変更	駐車場の台数の減少	駐輪場の位置変更	駐輪場の台数の減少	荷さばき施設の変更	荷さばき施設の減少	廃棄物の保管変更	廃棄物の保管の減少	開店時刻繰上	駐車場の利用変更	駐車場の出入口	荷さばき可能変更	備考	
5 立地法の指針の各項目に関する事項	1 駐車場の計画	駐車場の位置及び収容台数															
		必要駐車場台数算出根拠															
		特別な事情による駐車台数の算出															
		駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況															
		駐車場の分散確保の有無															
		駐車可能時間帯															
		その他の駐車場															
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置															
		駐車場の入庫処理能力															
		敷地内駐車待ちスペース															
		交通への支障を回避するための方策等															
		駐車場計画に関する図面等	駐車場配置図														
		駐車場各階平面図															
		駐車場調書															
	2 駐輪場の計画	駐輪場の位置及び収容台数															
		必要駐輪場台数算出根拠															
		駐輪場の構造、収容台数及び面積															
		駐輪場台数の予測の結果と算出根拠															
		駐輪場の管理体制															
		駐輪場案内の表示方法															
		駐輪場計画に関する図面	駐輪場配置図														
	3 荷さばき施設の計画	荷さばき施設の位置及び面積															
		荷さばき施設の面積・構造															
		搬出入車両の出入口の数															
		荷さばきを行うことができる時間帯															
		搬出入車両の台数及び作業時間帯															
		荷さばき施設の計画に関する図面	搬出入車両の出入口等配置図														
		荷さばき施設の平面図															
	4 経路の設定	敷地周辺の道路の状況															
		現状の平日、日曜それぞれの交通量調査結果															
		開店後の周辺道路の交通量の予測															
		利用者層が異なる複合施設の利用者の交通量の予測															
		経路等を来店者に知らせる方法															
		設置者が行う交通対策等の予定															
		経路に関する図面	広域見取図														
			周辺見取図・案内経路														
			交通量調査の結果														
			交通量予測の結果等														
	5 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	関係機関での事前協議等の指摘事項と対応策															
		歩行者の通行の利便の確保等のための計画															
		関連の図面	歩行者通路図面														
			夜間照明等の配置図														
廃棄物減量化及びリサイクルについての計画																	
防災計画への協力																	

変 更 届 事 項		店 舗 面 積 の 増 加	駐 車 場 の 位 置 変 更	駐 車 場 の 台 数 減 少	駐 輪 場 の 位 置 変 更	駐 輪 場 の 台 数 減 少	荷 さ ば き の 位 置 の 施 設 変 更	荷 さ ば き の 面 積 の 施 設 減 少	廃 棄 物 保 管 の 変 更	廃 棄 物 保 管 の 減 少	開 店 時 刻 繰 上 下	駐 車 場 利 用 の 変 更	駐 車 場 出 入 口 の 変 更	荷 さ ば き の 間 隔 の 変 更	備 考		
概 要 書 記 載 事 項																	
6 騒音の予測と騒音対策	遮音壁の有無、位置及び高さを示す図面																
	荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策概要																
	BGM等の営業宣伝活動の予定																
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の稼働時間及び位置を示す図面																
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等																
	駐車場の施設構造と騒音対策の概要																
	廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要																
	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠																
	夜間に発生する騒音ごとの予測結果と算出根拠																
	騒音発生源となる施設設備の配置図等	騒音発生源となる施設設備の配置図 騒音発生源及び遮音壁等の立面図等 建物構造等わかる図面 騒音予測の計算式															
7 廃棄物等の保管場所の計画	廃棄物保管施設の位置及び容量																
	廃棄物保管施設の計画																
	リサイクル品保管施設の計画																
	廃棄物等の排出量等の予測																
	特別な事情による廃棄物等の排出量予測																
	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況																
8 廃棄物等の処理・運搬計画	廃棄物保管施設に関する図面	廃棄物等保管施設配置図 廃棄物等保管施設平面図															
	廃棄物等の運搬方法																
9 街並みづくり等への配慮に関する事項	廃棄物等の処理方法																
	廃棄物の減量・リサイクル計画																
	小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法																
	食品加工場等計画																
	廃棄物等の運搬処理に関する図面	廃棄物運搬車両運行経路 廃棄物処理施設・食品加工場等の配置図															
	街並みづくり等への配慮に関する事項	街並みづくり等への配慮事項 敷地内の緑化計画 景観への配慮 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策															
	街並みづくり等への配慮に関する図面	建物完成予想図 屋外照明等の配置図															

大規模小売店舗立地法にかかる届出について

1 届出事項等一覧

届出事由	関係法令等	提出部数	届出時期 の めやす	届出様式 (様式番号は法施行規則で 定められている番号)	添付書類	記載上の留意事項等
<p>新たに大規模小売店舗を設置しようとする場合</p> <p>(新設又は増設などにより店舗面積が1,000㎡を超える建物を設置しようとする場合)</p>	<p>法第5条 第1項</p>	<p>5部</p>	<p>届出日から8月 は出店制限</p> <p>開店予定日の 8月前</p> 	<p>様式第1 「大規模小売店舗届出書」</p>	<p>法人の場合：登記事項証明書</p> <p>主として販売する物品の種類</p> <p>建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面</p> <p>ア 建物配置図</p> <p>イ 各階平面図</p> <p>必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠</p> <p>駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項</p> <p>ア 駐車場出入口の形式・数・位置</p> <p>イ 周辺交差点における交通量調査結果</p> <p>ウ 来客自動車の方向別台数予測の結果</p> <p>来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法</p> <p>ア 建物周辺見取図に来客自動車の経路を記載した図面</p> <p>イ 来客に経路を案内する方法</p> <p>荷さばき施設において商品の搬入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯</p> <p>遮音壁を設置する場合は、その位置及び高さを示す図面</p> <p>冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合は、その稼働時間帯及び位置を示す図面</p> <p>平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠</p> <p>夜間において施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合には、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠</p> <p>類似店であることの構造、運営方法等根拠及び実測結果</p> <p>必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠</p>	<p>図面の大きさは1/200から1/500とし各階平面図については、店舗部分をわかりやすく枠取りするとともに、既に小売業を行っている店舗部分があれば、その部分を区別できるようにしてください。</p> <p>指針に基づく計算式及び結果を添付してください。</p> <p>また、指針によらない場合にはその理由と算出根拠等を具体的に示してください。</p> <p>建物周辺見取図は出店地から半径1km程度の範囲を含む図面とします。</p> <p>建物周辺見取図に周辺交差点における交通量調査の結果及び来客自動車の方向別台数予測の結果を表示してください。</p> <p>建物周辺見取図に来客自動車を誘導する予定の経路をわかりやすく矢印で表示してください。</p> <p>指針に基づく等価騒音レベルの予測・評価の結果を添付してください。</p> <p>指針に基づく夜間の騒音レベルの予測・評価の結果を添付してください。</p> <p>(、 の方法によらない場合)</p> <p>指針に基づく廃棄物等の排出量等の計算式及びその結果を添付してください。</p> <p>また、指針の数値によらない場合にはその理由と根拠を具体的に示してください。</p>

届 出 事 由	関係法令等	提出部数	届 出 時 期 の め や す	届 出 様 式 (様式番号は法施行規則で 定められている番号)	添 付 書 類	記 載 上 の 留 意 事 項 等
大規模小売店舗の変更を行おうとする場合 店舗名称・所在地変更 設置者・小売業者の氏名 (名称)・住所の変更、法人にあっては代表者氏名の変更	法第6条 第1項	5 部	変更後遅滞なく (変更後2週間 以内を目安)	様式第2 「変更届出書」	必要に応じ、登記事項証明書	
大規模小売店舗の変更を行おうとする場合 新設日の変更 (繰下げは除く) 店舗面積の合計の変更 (1,000㎡以下または、基礎面積の 1割以下の増床及び減床は除く) 施設の配置に関する事項 の変更 ア駐車場の位置・収容台 数の変更(収容台数の増加は除く) イ駐輪場の位置・収容台 数の変更(収容台数の増加は除く) ウ荷さばき施設の位置/面 積の変更(積の増加は除く) 工廃棄物保管施設の位置 容量の変更(容量の増加は除く)	法第6条 第2項	5 部	届出日から8月 は変更制限 変更予定日の <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 8 月 前 </div>	様式第3 「変更届出書」	法第5条第1項による届出の添付書類と 同じ(変更部分にかかわるもののみ) 騒音については、実測値を用いて予測・ 評価することが望ましい。	
----- 施設の運営方法に関する事項の変更 ア開店時刻・閉店時刻の 変更 (開店時刻の繰下げ、閉店時刻の繰上げは除く) イ駐車場の利用可能時間 帯の変更 ウ駐車場の出入口の数 ・位置の変更 工荷さばき作業の可能 時間帯の変更			事前に提出			

届 出 事 由	関係法令等	提出部数	届 出 時 期 の め や す	届 出 様 式 (様式番号は法施行規則で 定められている番号)	添 付 書 類	記 載 上 の 留 意 事 項 等
大規模小売店舗を廃止しようとする場合 (店舗面積の合計を基準面積(1,000㎡)以下にしようとする場合)	法第6条 第5項	2部	廃止決定時 すみやかに (決定後2週間 以内を目安)	様式第4 「大規模小売店舗 廃止届出書」		
説明会実施状況の報告		県市町村 各1部	説明会開催後 すみやかに (説明会開催後 2週間以内を 目安)	様式第9 「説明会実施状況報告書」		
県の意見に対して変更の届出を行おうとする場合	法第8条 第7項	5部	県意見送付後 随 時	様式第5 「届出事項変更届出書」	法第5条第1項による届出の添付書類と同じ(変更部分にかかるもののみ)	
県の意見に対して変更しない旨の通知を行おうとする場合	法第8条 第7項	1部	県意見送付後 随 時	<記載事項> 名称・所在地 県の意見の概要 変更しない旨とその理由		
県の勧告に対して変更の届出を行おうとする場合	法第9条 第4項	5部	県勧告後  60日 以内	様式第6 「届出事項変更届出書」	法第5条第1項による届出の添付書類と同じ(変更部分にかかるもののみ)	
承継の届出を行おうとする場合	法第11条 第3項	2部	承継後遅滞なく	様式第7 「承継届出書」	必要に応じ、登記簿謄本など	
経過措置に係る届出を行おうとする場合	法附則 第5条 第1項	5部	届出日から8月 は変更制限 変更予定日の  8月前	様式第8 「大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書」	法第5条第1項による届出の添付書類と同じ(変更部分にかかるもののみ)	

2 届出事項別手続き一覧

(: 必要事項 / : 任意事項 / x : 不要事項)

立地法	項 目	概要書	出店(変更)制限期間	届 出	添 付 書 類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	県 意見等	備 考
§ 5 新設届	新設の届出 届出事項：法 § 5 ~ 規則 § 3 ~ 添付書類：法 § 5 規則 § 4 ~		8ヶ月								様式第1
§ 6 変更届	第1項 変更の届出										様式第2
	・大規模小売店舗の名称及び所在地	x	なし		x			x		x	遅滞なく届出
・設置者・小売業者の名称・住所等	x	なし			x		x		x		
§ 6 変更届	第2項 変更の届出										様式第3
	・大規模小売店舗の新設をする日										あらかじめ届出
	新設日の繰り上げ	x	8ヶ月								
	新設日の繰下げ	—	—	不要	—	—	—	—	—		
	・大規模小売店舗の店舗面積										あらかじめ届出
	店舗面積の増加(以下の場合を除く)		8ヶ月								
	店舗面積 > 1万㎡で1,000㎡までの増加	—	—	不要	—	—	—	—	—		
	店舗面積 1万㎡で店舗面積 × 一割までの増加	—	—	不要	—	—	—	—	—		
店舗面積の減少	—	—	不要	—	—	—	—	—			
・駐車場										あらかじめ届出	
駐車場の位置の変更		8ヶ月									

立地 法	項 目	概要書	出店(変更) 制限期間	届 出	添 付 書 類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	県 意見等	備 考
	駐車場の収容台数の減少		8ヶ月								
	駐車場の収容台数の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	—
	・駐輪場										
	駐輪場の位置の変更		8ヶ月								
	駐輪場の収容台数の減少		8ヶ月								
	駐輪場の収容台数の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	—
	・荷さばき施設										
	荷さばき施設の位置の変更		8ヶ月								
	荷さばき施設の面積の減少		8ヶ月								
	荷さばき施設的面積の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	—
	・廃棄物等の保管施設										
	廃棄物等の保管施設の位置の変更		8ヶ月								
	廃棄物等の保管施設の容量の減少		8ヶ月								
	廃棄物等の保管施設の容量の増加	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	—
	・小売業者の開店時刻及び閉店時										
開店時刻繰上げ・閉店時刻繰下げ		なし									
開店時刻繰下げ・閉店時刻繰上げ	—	—	不 要	—	—	—	—	—	—	—	

立地 法	項 目	概要書	出店(変更) 制限期間	届 出	添 付 書 類	公 告	縦 覧	説明会	住 民 意見書	県 意見等	備 考
	・ 駐車場利用可能時間帯の変更		なし								様式第4
	・ 駐車場出入口の数及び位置の変更		なし								
	・ 荷さばき可能時間帯の変更		なし								
	第5項 基準面積以下とする変更 (廃止届)	×	なし		×		×	×	×	×	
§ 8	県意見に係る変更	×	2ヶ月					×	×	勸 告	様式第5
§ 9	県勧告に係る変更	×	なし					×	×	公 表	様式第6
§ 11	承 継	×	なし		×	×	×	×	×	×	様式第7
附則 § 5	経過措置 既存店の法§5 ~ に係る変更 店舗面積の合計 施設配置 (駐車場・駐輪場・荷さばき施設・廃棄物等保管施設) 運営方法 (開店時刻・閉店時刻・駐車場利用可能時間・ 駐車場の出入口の数と位置・荷さばき可能時間帯) §6 ただし書は適用されない		8ヶ月 変更部 分につい てのみ								様式第8

様式第 (第3条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第6条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更の年月日
 - 4 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第7条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する年月日
 - 4 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第9条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル(法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積)以下となる日
 - 5 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第 16 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第 18 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - 3 変更する理由
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 印の項は記載しないこと。

様式第 (第19条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

承継届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日
 - 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
 - 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由
 - 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類を添付すること。
3 印の項は記載しないこと。

様式第 (第20条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

都道府県知事殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
駐輪場の位置及び収容台数
荷さばき施設の位置及び面積
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することが出来る時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

様式

大規模小売店舗概要報告書

設置者	名称				住所				
	連絡先・電話番号								
店舗施設の概要	建物名称				所在地				
	立地場所の概要	用途地域等							
		都市計画事業の有無	有・無		街並みづくり計画の有無	有・無			
	建物の概要	敷地面積	m ²		延床面積	m ²		店舗面積	m ²
		構造				階数			
		店舗以外の用途							
	店舗の概要	開店年月日				開店時刻			
		主な取扱商品				閉店時刻			
		主な小売業者							
	駐車場	駐車場の種類・数							
出入口数				駐車場面積	m ² (うち建物内 m ²)				
駐車台数		台 (うち建物内 台)							
指針計算式による台数				台	利用時間帯	~			
管理状況									
駐輪場	駐輪台数			台	駐輪場面積	m ²			
荷さばき施設	施設面積			m ²	作業可能時間帯	~			
廃棄物	廃棄物の種類	紙製	金属製	ガラス製	プラスチック	生ゴミ	その他	合計	
	指針による予測量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	
	保管施設面積			m ²	保管施設容量	m ³			
	リサイクル品保管施設面積			m ²	リサイクル品保管施設容量	m ³			
騒音	遮音壁の有無	有・無		冷却塔等の有無	有・無				
	早朝・夜間の騒音発生の可能性の有無				有・無				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。